

s-WorkSquareサービス利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

1. ドコモ・システムズ株式会社（以下「当社」といいます）は、この利用規約（以下「本利用規約」といいます）に基づき、第2条に規定する本サービスをお客様に提供します。
2. 当社は以下の場合に、当社の裁量により、お客様への事前承諾なく本利用規約を変更することができます。その場合の料金その他の本サービスの利用条件は変更後の規約によるものとします。
 - （1）本利用規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - （2）本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、本規約の変更をすることがある旨の定めがあることおよびその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
3. 当社は、前項による本利用規約の変更にあたり、変更の効力発生日より前に、本利用規約を変更する旨および変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を当社が指定するサイトにおいて掲出する方法により、お客様に通知します。
4. お客様は、本利用規約に基づいて本サービスを利用するものとします。当社は、お客様が第2条に定義するサービス申込書により当社に対して申込みをした時点で、お客様が本利用規約の内容に同意したものとみなします。なお、本利用規約の変更の効力発生日以降にお客様が本サービスを利用したときは、お客様は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。
5. 前項にかかわらず、本利用規約の定めと異なる条件を定める場合は、別途書面（以下「特約契約」といいます）により合意するものとします。

第2条（用語の定義）

本利用規約において使用する用語の定義及び意味は、各々以下に記載のとおりとします。

- （1）「本サービス」とは、当社が提供するクラウド型の仮想デスクトップサービス（「基本サービス」、「オプションサービス」及び「運用支援サービス」から構成されます）をいいます。
- （2）「サービス利用契約」とは、本サービスの利用に関する当社とお客様との間の契約をいい、本利用規約はサービス利用契約の内容を構成します。なお、サービス利用契約及び付随する特約契約を総称して「サービス利用契約等」といいます。
- （3）「お客様」とは、本サービスを利用するにあたり、本利用規約に同意し、サービス申込書によりサービス利用契約を締結し、本サービスの提供を受ける者（法人）をいいます。
- （4）「利用企業識別ドメイン」とは、本サービスの契約者であることを識別するため

に当社がお客様に割り当てる、数字、アルファベット及び記号から構成される文字列をいいます。

- (5) 「ユーザーID」とは、本サービスの利用者を個別に識別するために用いられる符号をいいます。
- (6) 「パスワード」とは、ユーザーIDと組み合わせて、本サービスの利用者を識別するために用いられる符号をいいます。
- (7) 「サービス利用開始日」とは、本利用規約に基づいてユーザーID等の設定が完了し、本サービスを利用開始する日として、当社から通知した日をいいます。
- (8) 「利用責任者」とは、本サービスの利用に関する当社との連絡・確認等を行う者をいいます。
- (9) 「サービス申込書」とは、お客様が本サービスを利用するにあたり、サービス内容及び料金プラン等を選択及び記載して当社に提出する所定の利用申込書をいいます。
- (10) 「開通通知書」とは、サービス申込書に基づいて当社がお客様宛てに本サービスの利用を承諾しその期日等を通知する書面をいいます。
- (11) 「ID」とは、ユーザー毎に定められる本サービスにアクセス可能な利用者の単位数をいい、1ユーザーIDを一単位とします。
- (12) 「契約ID数」とは、サービス申込書においてお客様に指定して頂く、本サービスにアクセス可能な利用者の単位数をいいます。なお、契約ID数の追加又は減数を希望するときは、その都度変更申込書により当社に申し出るものとします。
- (13) 「本サービス用設備」とは、本サービスを利用するための当社のサーバ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア等から構成されるシステムを総称したものをいいます。
- (14) 「基本サービス」とは、Microsoft Windows にプリインストールされている標準のアプリケーション及びお客様が指定したアプリケーション（別途、アプリケーション拡張オプションで申し込むものを除きます）を仮想デスクトップ上で利用可能とする、当社の基本サービスをいいます。
- (15) 「オプションサービス」とは、「アプリケーション拡張オプション」及び「インターネットゲートウェイオプション」等で構成される、基本サービスに付随するサービスをいい、利用を希望する場合、お客様は所定の申込書により当社へ申込みを行うものとします。なお、各オプションサービスの詳細については、別紙「s-WorkSquare サービス利用料金規定」（以下「料金規定」といいます）に定めます。
- (16) 「運用支援サービス」とは、「ユーザーID の追加／削除」及び「アプリケーション追加」等のお客様向け支援サービスをいい、利用を希望する場合、お客様は所定の申込書により当社へ申込みを行うものとします。

第2章 利用サービス

お客様は、本サービスの利用に先立ち、あらかじめ選任した自社の利用責任者を、サービス申込書にて当社に通知するものとします。当社との連絡・確認等は、原則として利用責任者を通して行うものとします。

第7条（利用条件）

本サービスは、50IDを最低利用数とします。また、契約ID数の変更は料金規定に従って50ID単位で可能とします。

第3章 お客様の義務等

第8条（お客様の義務及び責任）

1. お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の各号の定めに従って必要な作業・対応を行うとともに、当社に対し必要な協力を行うものとします。
 - (1) 本サービスの利用に関して必要となる以下のライセンス及びアプリケーション・ソフトウェアを自ら取得し、かつ当社が公式サイトに記載する動作環境、及びこれに適合する機器を準備・維持する。
 - ・ Windows VDA にかかる商用ライセンス
 - ・ お客様が本サービス上で利用する各種アプリケーション・ソフトウェア
 - (2) 第4条に基づく個別契約を所定の時期に締結し、初期設定に必要な自社の登録データを、サービス申込書に記載して当社に送付する。
 - (3) 第三者がユーザーID等を不正に使用する等により本サービスが不正に利用され又はそのおそれがある、若しくは第三者からシステム攻撃等され又はそのおそれのあること（これらを総称して、以下「不正利用等」といいます）が判明したときには、当社に直ちに通知し、不正利用等の解決及び防止に係る当社の調査に協力する。
2. お客様は、本サービスの利用に係る利用企業識別ドメイン、各ユーザーID及び各パスワードを適正に管理し、これらにつき責任を負うものとします。これらについて、お客様の管理不備等に起因してお客様又は第三者に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
3. お客様は、お客様の名称（社名）、所在地及び連絡先等に変更が生じた場合には、当社所定の書式により、速やかに当社に届け出るものとします。

第9条（データ等の取扱い）

1. お客様は、お客様が本サービス上で利用するデータ等（以下「データ等」といいます）について、お客様は自らの責任でバックアップデータを保存するものとし、当該保存に関して当社は一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、データ等について、本サービス用設備の故障等が発生した際のデータ復旧に備えて複製することがあります。なお、当該複製は、お客様の責に帰すべき事由によるデータ毀損、消滅等に備えて行うものではなく、当社はデータ等の複製義務を負うもので

はありません。

第10条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- （1）当社又は本サービスを利用する他のお客様に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- （2）当社の提供する本サービスに関する情報等（認証情報・障害情報・マニュアル類・暗号化ファイル等を含むがこれに限られません）を目的外利用、改ざん、複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます）等する行為
- （3）本サービス上で使用され、又は別途当社が個別に提供するソフトウェア等のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の解析行為及び改ざん、複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます）等の行為
- （4）第三者の人権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
- （5）本サービスに表示された著作権、商標権等の標章の削除、抹消行為
- （6）第三者の著作権その他の権利を侵害し、又はその他の不法行為に該当若しくはそのおそれのある行為
- （7）本サービスの運営を妨げる行為、及び当社の業務遂行又はその設備に支障を及ぼす、若しくはそのおそれのある行為
- （8）当社の承認なく、本サービスの全部又は一部を第三者に使用させる行為
- （9）本サービスの全部又は一部を営利目的として利用し、又は利用させる行為
- （10）コンピュータウイルス等の有害なプログラムを本サービスに関連して使用する行為
- （11）その他、お客様の利用方法が他のお客様の利用に悪影響を与える場合等、当社が不適切と判断する行為

第4章 当社の義務等

第11条（故障等）

1. 当社は、お客様から本サービスに関する故障・不具合等（以下「故障等」といいます）の申告等があった場合、速やかに故障等の回復に努めるものとします。なお、お客様から当社への連絡は、開通通知書等に記載の保守サポート窓口を通じて行うものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスの利用にあたってお客様が第三者から購入し、又は第三者と契約するコンピュータや電気通信設備、内部ネットワーク機器又は通信回線等（第8条第1項第1号に規定するものを含みます）の故障については、お客様が直接これらの設備・機器・通信回線等の販売元又は提供元であるメーカー、販売店又は保守会社等に問い合わせるものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第5章 料 金

第12条（料金等）

1. 当社がお客様に請求する本サービスの利用料等は、料金規定に定める「料金表」のとおり（但し、特約契約において別途定める場合を除きます）とし、サービス利用料については、サービス利用開始日の属する暦月を起算月として当該月分からお支払い頂きます。なお、お客様が利用されるサービスメニュー及び契約形態等は、サービス申込書によりお客様に指定して頂きます。
2. お客様は、前項に定める利用料等を、当社が発行する請求書発行日から起算して45日以内（以下「支払約定期間」といいます）に、消費税等相当額と併せて当社指定の金融機関口座に振込むことにより当社に支払うものとします（年払いの場合は一括前払いとします）。なお、支払手続きに要する振込手数料はお客様の負担とします。
3. 前項の支払が支払約定期間を超過してもなされない場合、当社は、遅延額に対し年14.6%の割合で計算した額を遅延利息としてお客様に請求できるものとします。

第6章 サービス関連情報、サービス変更等

第13条（サービス関連情報）

本サービスに関連する情報については、当社が指定するサイト及び料金規定に定めるとおりとします。また、本サービスのセキュリティ機能については、別途定める「s-WorkSquareセキュリティ運用」に従います。

第14条（サービス内容の変更等）

当社は、お客様に通知することなく、本サービスの機能の実現方法等の追加、変更、改定等を行うことができるものとし、その内容については、第1条の規定に関わらず、当社が指定するサイト等で速やかに告知するものとします。

第15条（本サービスの一時中止、停止）

1. 当社は、次の場合において、本サービスの全部又は一部の提供を一時的に中止することがあり、お客様はこれを了承するものとします。
 - （1）本サービス用設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - （2）天災地変その他の不可抗力などの事情により本サービスを提供できない場合
 - （3）災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序維持に必要な通信その他公共の利益のために必要があるとき
 - （4）その他、当社の責によらない事由により、本サービスの提供が困難になったとき
2. 当社は、本サービスの提供を一時中止するときは、お客様に対し、事前にその旨、理由及び停止又は中止の期間を通知し、又は当社が指定するサイト等において掲載するものとします。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。
3. 本サービスに係る利用料その他の金銭債務が支払われない場合、又はお客様が本利用規約に違反したことに起因して本サービスを提供することができない場合、当社は、その状態が回復するまでの間、本サービスの提供を停止することができるものとします。

4. 本条に基づき本サービスの提供を一時中止又は停止する場合、当社は損害賠償義務を含む本サービスの提供に係る責務の一切を免れるものとします。

第16条（サービスの廃止）

当社は、12ヶ月の事前予告期間をもって書面等でお客様に通知することにより、本サービスの提供を廃止することができるものとします。

第7章 保証等

第17条（損害賠償）

当社の責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合、お客様は、自らが被った直接かつ通常の損害（逸失利益等は含みません）について、お客様が当社に支払った過去のサービス利用料相当額（但し、損害発生月から起算して直近の12ヶ月にお支払い頂いた金額とし、同期間中に生じた1つ又は複数の原因に基づいて当社がお客様に既に損害を賠償している場合にはその額を控除した額とします）を限度として、当社に対しその賠償を請求することができます。なお、当社がお客様から年間利用料を一括前払いにて受領している場合は、当該年間利用料（但し、当該期間中に生じた1つ又は複数の原因に基づいて当社がお客様に既に損害を賠償している場合にはその額を控除した額とします）を上掲の請求限度額といたします。

第18条（免責）

1. 当社がお客様に対して負う責任は、前条の範囲に限られるものとし、以下の事由によりお客様に発生した損害については、一切賠償の責任を負わないものとします。
- (1) お客様の故意又は過失により損害が発生したとき
 - (2) 当社がお客様の要求・指図により作業を実施し、又は本サービスの所定の機能を超越するサービスを提供したことにより損害が発生したとき
 - (3) 本サービスの不正利用等により損害が発生したとき
 - (4) 天災地変その他の不可抗力など、当社の責に帰し得ない事由により、本サービスの全部又は一部の履行ができずに損害が発生したとき
 - (5) お客様の設備の故障又は本サービス用設備までの通信経路の不具合等、お客様の接続環境の故障により損害が発生したとき
 - (6) 第8条及び第10条に違反するお客様の行為により損害が発生したとき
 - (7) 当社が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトが対応していない種類のコンピュータウイルスが本サービス用設備へ侵入したことにより損害が発生したとき
 - (8) インターネットゲートウェイオプション（本サービス用設備でのインターネットアクセスサービス）をお申込み頂いている場合は、当社が実施するセキュリティ対策によっても防御できない第三者による不正アクセス・アタック等のシステム

攻撃や通信経路上での傍受等により損害が発生したとき

- (9) お客様の設備によるインターネットアクセス環境において、第三者による不正アクセス・アタックのシステム攻撃等により損害が発生したとき
- (10) 本サービス用設備の内、当社の製造に係らないハードウェア、アプリケーション・ソフトウェア、及びお客様が利用する個別アプリケーション・ソフトウェアに起因して損害が発生したとき
- (11) お客様のデータ等が消失、破損したことにより損害が発生したとき
- (12) 第15条又は第16条に定める本サービスの全部又は一部の一時中止、停止又は廃止により損害が発生したとき
- (13) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して損害が発生したとき
- (14) その他当社の責に帰すことのできない事由により損害が発生したとき

第19条（第三者の知的財産権等）

当社は、本サービスが第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、技術上若しくは営業上のノウハウその他の権利、又はこれらの権利に基づく実施権等の権利（以下、総称して「知的財産権等」といいます）その他の権利を侵害しているとして、お客様と第三者との間で問い合わせ、苦情又は紛争等（以下「紛争等」といいます）が発生したときには、お客様が以下の事項を遵守することを条件として、紛争等を自ら解決するものとします。但し、その紛争等が、お客様の指図に起因する場合等、当社の責に帰さない事由に起因する場合はこの限りではありません。

- (1) お客様が、遅滞なく紛争等の内容を書面にて当社に通知すること
- (2) お客様が紛争等の防御又は解決についての権限を当社に与えること
- (3) 以上のほか、お客様が当社の要請に従って協力すること

第8章 契約ID数の変更、オプションサービスの追加申込み及びサービス利用契約の解約

第20条（契約ID数の変更）

契約ID数の変更は暦月の初日から可能とし、お客様が契約ID数の変更を希望する場合には、変更適用を希望する月の初日から起算して1ヶ月前までに、所定の変更申込書を当社に提出して頂きます。なお、変更条件の詳細については料金規定に規定のとおりとします。

第21条（オプションサービスの追加申込み）

オプションサービスの追加は暦月の初日から可能とし、お客様がオプションサービスの追加申込みを希望する場合には、適用を希望する日から起算して3ヶ月前までに、所定の追加申込書を当社に提出して頂きます。なお、その他オプションサービス追加条件の詳細については料金規定に規定のとおりとします。

第22条（本サービスの任意解約、解除）

1. お客様は、1ヶ月前までに解約希望日を指定した当社所定の「解約申込書」を当社に提出（当社への到着日を基準とします）することにより、サービス利用契約を解約することができるものとします。なお、契約期間の満了前にお客様が本利用規約を解約する場合には、料金規定に従って残期間分のサービス利用料相当額を解約料としてお支払い頂きます。但し、別途当社との間で書面による合意がある場合には、その合意に従うものとします。
2. お客様及び当社は、相手方がサービス利用契約等の規定の一にでも違反した場合、相手方に対し10日以内に当該違反を是正するよう催告し、当該期間内に違反が是正されない場合は、当該期間の経過をもってサービス利用契約を解除することができるものとします。
3. お客様及び当社は、相手方が次の各号の一に該当する場合には、何らの催告を要せず直ちに相手方に対し書面により通知することにより、サービス利用契約を解除することができるものとします。
 - （1）サービス利用契約等に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、違反を是正することが困難であるとき
 - （2）サービス利用契約等に違反し、当該違反の性質又は状況に照らし、事後相手方において違反を是正してもなおサービス利用契約の目的を達成することが困難であるとき
 - （3）正当な理由なくサービス利用契約等に基づく義務を履行する見込みがないと認められるとき
 - （4）自らにつき支払の停止があったとき、支払不能の状態に陥ったとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき、手形交換所の取引停止処分を受けたとき、又は自らを債務者とする仮差押え、保全差押え若しくは差押えの命令、通知が發送されたとき
 - （5）相手方に重大な危害又は損害を及ぼしたとき
 - （6）お客様が本サービスを不正に使用しているとき、又は不正に使用するおそれがあると当社が合理的に判断したとき
 - （7）その他、サービス利用契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき
4. 前二項により、お客様がサービス利用契約を解除した場合において、既に受領済みのサービス利用料があるときは、当社は、料金規定に基づく金額をお客様に返金します。
5. 第2項及び第3項により、当社がサービス利用契約を解除した場合において、当社は被った損害をお客様に請求できるものとします。

第9章 雑 則

第23条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び当社は、自らが次の各号のいずれか一にも該当しないことを表明し、かつ将

来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること
 - (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. お客様及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一に該当する行為を行わないことを保証するものとします。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. お客様及び当社は、相手方が前二項に違反した場合は、通知又は催告等何らの手続きを要しないで直ちにサービス利用契約を解除することができるものとします。
4. お客様及び当社は、前項の規定によりサービス利用契約を解除した場合、相手方に損害が生じてもその賠償責任を負わず、自己に損害が生じた場合には、相手方に賠償請求できるものとします。

第24条（契約終了時の処置）

お客様は、サービス利用契約が終了したときは、直ちに本サービスの利用にあたって保存した全てデータ等を、自己の責任において消去又は削除するものとします。なお、本サービス用設備にサービス利用契約終了後も残置されたお客様のデータ等があった場合、当社はお客様に通知することなく、直ちにこれらを消去又は削除できるものとします。

第25条（権利義務の移転）

1. お客様は、サービス利用契約等に基づいて当社に対し有する権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならないものとします。
2. 当社は、お客様に事前に通知した上で、当社の関連会社又は事業譲渡、合併その他の組織再編の当事会社である第三者に対して本サービスの契約に関する権利・義務を譲渡す

ることができるものとし、お客様は当該譲渡に同意するものとし、なお、お客様が当該譲渡に異議がある場合には、お客様は第22条第3項の規定を準用してサービス利用契約を解除できるものとし、同条第4項を準用して残期間にかかるサービス利用料の返金を受けられるものとし、

第26条（権利帰属）

1. サービス利用契約の締結は、本サービスに必要な範囲で利用する場合を除き、お客様に対して当社の有する知的財産権等の権利を許諾するものではありません。
2. 本サービスの利用に関して当社がお客様に提供する物品（技術資料、マニュアル、ソフトウェア等）に係る知的財産権等は、当社又は当社の指定する第三者に帰属するものであり、お客様は、所定の条件から逸脱する等不正に使用し、又は第三者に使用させないものとし、

第27条（秘密情報の取扱い）

1. お客様及び当社は、相手方の事前の書面による承諾なく、本サービスの利用を通じて口頭又は書面を問わず開示されたアイデア、ノウハウ、データ等の技術上、営業上及び業務上の秘密の情報（以下単に「秘密情報」といいます）を本サービスの利用又は本サービスの提供以外の目的に使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとし、
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当することを立証し得た情報は、秘密情報には含まれないものとし、
 - （1）提供の時点で既に公知であるか、又はお客様及び当社の責に帰すことのできない事由により提供後に公知となった情報
 - （2）お客様及び当社が提供の時点で既に保有していた情報
 - （3）お客様及び当社が第三者から守秘義務を負うことなく適法に入手した情報
 - （4）お客様及び当社が秘密情報によらずに独自に開発した情報
3. お客様及び当社は、自己の役職員又は第三者に秘密情報を使用させる場合、当該役職員又は第三者にサービス利用契約において自己が負うのと同等の守秘義務を課すとともに、当該役職員（退職又は退任後も含みます）又は第三者が守秘義務に違反することのないように、必要な措置を講じなければならないものとし、

第28条（個人情報）

1. 当社は、サービス利用契約の遂行にあたってお客様の個人情報を取得した場合には、サービス利用契約、日本国内の法令及び当社のプライバシーポリシーに従って取り扱うものとし、
2. 当社は、以下に該当する場合、お客様の同意を得ることなく、お客様の個人情報を第三者に提供又は開示することができるものとし、
 - （1）法令の定め又は法令に基づく手続により開示が必要とされるとき
 - （2）お客様から開示請求があったとき

第29条（当社の業務の再委託）

当社は、本サービスに関する業務の一部を当社が指定する第三者に再委託することができるとし、この場合当社は、当該第三者との間の契約により、サービス利用契約に基づく当社の義務と同等の義務を当該第三者に負わせるものとします。

第30条（問い合わせ）

本サービスの操作方法等に関するお客様からの質問については、開通通知書等に記載の保守サポート窓口を通じて対応し、質問の受付方法及び対応時間帯は同じく開通通知書等に記載のとおりとします。

第31条（パートナー企業によるサービス販売）

本サービスは、当社の販売代理店等のパートナー企業を通じてお客様に販売される場合があります。お客様は、その際の契約形態や利用料等について当該パートナー企業と別途合意したときは、その定めるところに従うものとします。

第32条（第三者との紛争等）

本利用規約に別の定めのある場合を除き、お客様による本サービスの利用に関して、当社以外の第三者との間で何らかの紛争等が生じたときは、お客様が自らの費用と責任で当該紛争等を解決し、当社に何らの損害も及ぼさないものとします。

第33条（残存効）

サービス利用契約が終了した後も、第8条第2項、第11条第2項、第12条第2項及び第3項、第15条第4項、第17条乃至第19条、第22条第4項及び第5項、第23条第4項、第24条、第26条乃至第28条、第32条乃至第34条及び第36条の定めは、なお有効に存続するものとします。

第34条（準拠法及び紛争解決）

1. サービス利用契約等の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。
2. サービス利用契約等に関してお客様と当社との間で疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従って双方にて協議し、それでもなお解決しない紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする訴訟により解決を図るものとします。

第35条（契約期間）

1. サービス利用契約の当初契約期間は、第5条第1項に規定する契約成立日から起算し、サービス利用開始日の属する暦月の初日から1年間有効とします。
2. 前項の期間満了日の1ヶ月前までにお客様からサービス利用契約を更新しない、又は契

約内容について変更等のお申し出が無いときは、サービス利用契約は引き続き同一条件により更に1年間延長されるものとし、以後もまた同様とします。

第36条（規定外事項）

本利用規約に定めのない事項については、民法その他の法令、信義則、慣習等に従い双方協議の上、誠意を持ってその解決にあたるものとします。

（以上）

制定日 平成30年1月17日

改定日 平成30年5月14日

改定日 平成30年10月3日

(別紙)

s-WorkSquareサービス利用料金規定

1. 本サービスの利用対価

「s-WorkSquareサービス利用規約」（以下「利用規約」といいます）に基づいて当社がお客様に提供する本サービス及び利用料等は以下のとおりとし、利用申込みの際、サービス申込書において利用されるサービスメニュー及び契約形態（月払い契約又は年払い契約のいずれか）を選択して頂きます。

料金表（消費税等相当額を除く：平成30年10月現在）

基本サービス				
料金種別	一括払い	月払い	年払い	サービス概要 及び注意事項
基本サービス利用料	-	3,800円 /ID	45,600円 /ID	<ul style="list-style-type: none">Microsoft Windowsにプリインストールされている標準アプリケーション及びお客様が指定したアプリケーション(別途、アプリケーション拡張オプションで申し込むものを除く)を仮想デスクトップ上で利用可能なサービスです。通信暗号化、仮想PCウイルス対策(OS/パッチ・ウイルススキャン・パターンファイル配布)、24時間サーバ・セキュリティ監視、及び平日・日中ユーザーサポートサービスが含まれます。
契約ID増(新規・契約変更)に伴う費用	2,000円 /ID	-	-	<ul style="list-style-type: none">新規申込み時または契約ID数の追加申込み時、1IDにつき2,000円を一括でお支払い頂きます。(参考：変更・解約時の料金計算例)
閉域回線設定に伴う費用	個別見積	-	-	<ul style="list-style-type: none">お客様ネットワークと当社データセンターへの接続は閉域回線による接続が必須となります。その際に、当社データセンター側の回線設定に伴う費用は個別見積りとし、新規ご契約時に一括でお支払い頂きます。
個別要件に伴う環境構築費用	個別見積	-	-	<ul style="list-style-type: none">導入規模、導入形態等を事前にヒアリングさせて頂いた上で、お客様の個別要件に伴い発生した費用は個別見積りとし、新規ご契約時に一括でお支払い頂きます。
オプションサービス				
料金種別	一括払い	月払い	年払い	サービス概要 及び注意事項
アプリケーション拡張サービス利用料	-	1,400円 /ID	16,800円 /ID	<ul style="list-style-type: none">Microsoft Outlook利用をご希望の場合は、アプリケーション拡張オプションのお申込みが必要となります。ご利用頂くアプリケーションによっては、アプリケーション拡張オプションのお申込みが必要となる場合がございます。別途ご相談ください。
インターネットゲートウェイサービス利用料	-	1,000円 /ID	12,000円 /ID	<ul style="list-style-type: none">仮想デスクトップを経由して、よりセキュアな環境でインターネットアクセスをご利用頂けます。インターネットアクセスが必要で、かつ、インターネットゲートウェイオプションをご利用頂かない場合は、お客様側にてインターネット環境のセキュリティ対策を実施頂く必要があります。
運用支援サービス				
料金種別	一括払い	導入後スポット費用		サービス概要 及び注意事項
ユーザ追加/削除の設定に伴う費用	-	個別見積		<ul style="list-style-type: none">ユーザ追加/削除等の設定作業を当社にて実施します。
アプリケーション追加の設定に伴う費用	-	個別見積		<ul style="list-style-type: none">アプリケーション追加等の設定作業を当社にて実施します。
その他運用支援対応に伴う費用	個別見積	個別見積		<ul style="list-style-type: none">導入教育の実施等、お客様のご要望に合わせてご相談に応じます。

<注意事項>

- ・WindowsVDAライセンスをお客様自身にてご用意頂く必要があります。
- ・「基本サービス」及び「オプションサービス」の申し込み時にお客様が指定した仮想デスクトップ環境にて使用するアプリケーションのライセンスはお客様自身にてご用意頂く必要があります。
- ・閉域回線の手配やお客様側のネットワーク機器（ルータ等）の調達および設定はお客様にてご対応頂きます。
- ・契約ID数は「基本サービス」「アプリケーション拡張オプション」すべてに適用されます。

例) 契約ID数が"100"の場合、「基本サービス」「アプリケーション拡張オプション」すべてが100ID分ご利用可能であり、月額利用料もすべてのサービスに対して100ID分が課金対象となります。

【計算式（100IDの場合の月額料（個別見積費用を除く））】

基本サービス：100ID × 3,800円 = 380,000円/月

アプリケーション拡張オプション（別途申込み）：100ID × 1,400円 = 140,000円/月

合計：520,000円/月

- ・「個別見積」のメニュー（スペック増強や容量拡張等の機能拡張等、お客様のご要望に基づくその他のサービスを含みます）については、別途当社への申込みが必要です。また、請求書は月額利用料の請求書とは別に発行させて頂きます。
- ・「利用料（月払い及び年払い）」については、当社のパートナー企業から請求させて頂く場合があります。
- ・年払い契約は年額一括前払いとなります。

2. サービス利用料の支払い、請求について

- ・本サービスの利用料は、毎月末を締め日とし、毎月1日から当月末日までの1ヶ月単位に算定します（年払いの場合を除きます）。なお、いずれの契約形態の場合も、お客様は、サービス利用開始日の属する歴月の初日から起算して1年間の利用に係る利用料を当社にお支払い頂きます。
- ・本サービスの利用料は、毎月末を締め日とする1ヶ月単位にて算定し、お客様が月途中で本サービスを利用開始された場合であっても、当該月分の請求額について日割り計算は行いません。
- ・契約形態は、サービス申込書において契約形態をお客様に選択して頂きます。
- ・契約形態の変更は、利用規約第35条第2項に定める契約更新時のみ可能とします。
- ・利用規約第15条（本サービスの一時中止、停止）の規定により、本サービスの提供が一時的に中止又は停止された場合における、それら期間中の料金については、本サービスの提供があったものとして取り扱います。
- ・料金の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てて計算します。

また、本サービスの利用料等に消費税等相当額を乗じた額を併せてお支払頂きます。

3. 契約ID数及びオプションサービスの変更・解約について

(1) お客様都合の変更について

サービス申込書により申込み頂いた契約ID数の変更を希望される場合には、所定の書式により事前に申し出て頂きます。この場合、別途費用がかかります。

なお、契約期間中にオプションサービス又は契約ID数の変更を希望される場合に適用される条件は、以下のとおりとなります。

変更内容の適用パターン

変更内容	契約形態	
	月払い契約	年払い契約
オプションサービスの申込み	可（但し、3ヶ月前迄に通知要）	可（但し、3ヶ月前迄に通知要）
	月払い契約	年払い契約
契約ID追加	可	可※
	月払い契約	年払い契約
契約ID減	可	可（但し、契約更新時のみ）

※：追加分のID費用については、以下を前払いにてお支払い頂きます。
「変更月以降の契約残月数×追加契約ID数×ご契約サービスの月額利用料」

(2) 解約料について

利用規約に定める場合を除いて、理由の如何を問わず受領済みの利用料等は返金いたしません。また、サービス利用契約の解約を希望される場合、残期間分のサービス利用料相当額は、解約料としてお支払い頂きます。

(3) 当社責による解約について

お客様が当社の責に帰すべき事由（利用規約第16条に基づく場合を含みます）により契約期間の満了前にサービス利用契約を解除する場合には、解除を申し出た月を含む残期間の利用料の支払いは不要とします。なお、年額にて既に当社が利用料を受領しているときは、残期間の月数に応じた利用料相当額を月割にて算定しお客様に返金します。

制定日 平成30年1月17日

改定日 平成30年5月14日

改定日 平成30年10月3日

変更・解約時の料金計算例

※以下の条件の場合とする

- ・基本サービス（月額3,800円/ID）とアプリケーション拡張オプション（月額1,400円/ID）を契約中
- ・追加契約ID数分の月額利用料は5,200円/ID

■月払い契約の場合



■年払い契約の場合

